

【高度管理医療機器等販売業・貸与業】許可更新申請手続きについて（那覇市保健所）

令和3年8月1日改定

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第39条、同法施行規則第178条第1項において準用する施行規則第6条

【許可までの流れ】

申請書提出 → （現地調査の日程調整 → 現地調査） → 許可 → 許可証の受取

【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請書（様式第九十）
2. 現許可証（原本）
3. 管理者の継続研修修了証（直近5ヵ年分）
※医薬品医療機器等法施行規則第168条の規定に基づく確認
4. 手数料 11,300円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。